

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道小樽桜陽高等学校 令和6年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道小樽桜陽高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- (1) 校訓「賢く 強く 豊かに」の下、「自ら考え、自ら学び、自ら鍛え、人間相互の理解と信頼を深め、調和的成長を促し、責任を重んじ、豊かな社会性と公正な判断力を養う教育を推進する。
- (2) いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生した事案に対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- (3) 多様性を受容したコミュニケーション力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく自己調整力を身に付けるとともに、創造性・独創性を備えた高い学びをとおして、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に課題を解決していく力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

北海道小樽桜陽高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- 【構成員】 教頭、生徒指導主事、年次主任、特別支援教育コーディネーター
【役割】
- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
 - ・年間指導計画の作成
 - ・校内研修会の企画・立案
 - ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
 - ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
 - ・要配慮生徒への支援方針

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- | | |
|------------------|---------------|
| ◇学業指導の充実 | ◇特別活動、道徳教育の充実 |
| ・学びに向かう集団づくり | ・ホームルーム活動の充実 |
| ・意欲的に取り組む授業づくり | ・ボランティア活動の充実 |
| ◇教育相談の充実 | ◇人権教育の充実 |
| ・面談の定期開催 | ・人権意識の高揚 |
| ◇保護者・地域との連携 | ◇情報教育の充実 |
| ・学校いじめ防止基本方針等の周知 | |
| ・学校公開の実施 | |

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の北海道小樽桜陽高等学校のいじめ対策組織担当は、教頭：小川です。

連絡先 0134-23-0671 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
後志教育局教育相談電話 (電話)	0136-22-2222	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター